

熊本県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年（2025年）9月8日から令和7年（2025年）11月26日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事、熊本県教育長及び熊本県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年（2026年）6月5日

熊本県監査委員 小原雅之
 同 藤木美才
 同 前田憲秀
 同 楠本千秋

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
商工労働部 産業技術センター	<p>（委託料及び一般役務費の支払遅延について） 委託料等の支払について、次の課題がある。</p> <p>(1) ネットワークシステム維持委託契約の委託料について、支払が遅れ、遅延利息が発生している。</p> <p>(2) 後納郵便料金について、支払遅延が生じている。</p> <p>支払遅延防止法に基づき、組織的な進捗管理のもと、適正な事務処理を徹底すること。</p>	<p>支払における進捗状況を、室及びセンター全員で管理できる体制を整え、組織でのチェック体制等を強化した。具体的には、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出事務進捗管理表において、契約の際に、支払期限の情報等を追記するとともに、請求書を受領した際は、速やかに支出命令書を作成し支出を行うこととした。なお、やむを得ない理由で担当者が請求書を一時的に保管する際には、室全体で確認できるように共有の保管場所を設けることとした。 ・ 支出命令書は支出調書ファイルの外側に添付し、他のファイルとの混同を避けることとした。 ・ 支出の進捗状況は、毎日、主幹及び経理担当者で確認を行うこととした。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
農林水産部 農業研究センター	<p>(一般役務費の支払遅延について)</p> <p>FAX回線使用料及び電話代について、支払が遅れ、遅延利息が発生している。</p> <p>支払遅延防止法に基づき、組織的な進捗管理のもと、適正な事務処理を徹底すること。</p> <p>(使用料及び賃借料の事務処理について)</p> <p>事業で使用するICT機材について、施行伺及びリース契約を行わないまま機材を賃借している。</p> <p>会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行い、再発防止を徹底すること。</p>	<p>本事案の発生を受け、経理課内での事務処理及び進捗管理を次のとおり行っている。また、所長会議においても注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書は速やかに内容確認。直ちに処理しない場合は予め定めた場所で保管。 ・納付書払一覧を作成し、定期的に経理課長が確認。 <p>本事案の発生を受け、各研究所等に次の再発防止策を周知するとともに、所長会議においても注意喚起を行った。</p> <p>これを受け、各研究所等においては、各業務の進行管理及び情報共有を徹底している。</p> <p>なお、再発防止策については、今後も定期的に周知することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職員：業務発注に係る基本的な手順の理解。疑問点等の上司等への相談。 ・各部（研究所）長：部下が相談しやすい組織風土づくり、業務の進行管理の徹底及び情報共有。
教育委員会 事務局 図書館	<p>(賃貸借契約の事務処理について)</p> <p>電算機等の賃貸借業務について、債務負担行為の効力が失効した瑕疵のある入札を行い、落札決定を取り消している。</p> <p>会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行い、再発防止を徹底すること。</p>	<p>経理処理に係る組織的なチェックを徹底するとともに、適正な業務進捗管理を行い、経理処理誤り事案の再発防止を図るため以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計課通知や研修資料を関係職員で共有するとともに、会計課主催の研修会への参加等を通じて、職員の予算・会計に関する知識の向上を図った。 ・入札等の実施に向けたスケジュール表を作成して手続と期限を明確化し、関係者間で情報共有を図ることで、以後、適切な時期に入札等を実施している。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
警察本部 熊本中央警察署	<p>(公用車の毀損について) 公用車による毀損額の大きい物損事故が1件、自損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月例教養等、あらゆる機会を捉えた交通事故防止に関する具体的指示 ・ 幹部職員による事故当事者への安全運転指導及び同行運転指導 ・ 運転前における幹部からの事故防止に資する具体的な声かけ ・ 幹部職員立会いによる公用車両一斉点検及び発車・降車時の誘導要領に関する指導 ・ 運転者と同乗者の連携による安全確認の徹底に関する指導 <p>等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>
警察本部 熊本東警察署	<p>(職員の交通事故について) 公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる機会を捉えた安全運転に資する指導教養 ・ 幹部職員立会いによる公用車両一斉点検 ・ 運転者と同乗者の連携による安全確認の徹底に関する指導 ・ 若手職員を対象とした運転技能訓練及び幹部職員による同乗指導 ・ 「公用車事故ゼロ継続日数」の掲示による職員の意識啓発 <p>等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>
警察本部 宇城警察署	<p>(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きく過失割合が高い物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件、自損事故が4件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる機会を捉えた安全運転に資する指導教養、意識啓発 ・ 交通関係法令等の遵守に関する指導 ・ 幹部による運転前の体調確認及び注意喚起 ・ 運転者と同乗者の連携による安全確認の徹底に関する指導 ・ ブレーキランプ認知、車両停止距離、車両速度、車幅間隔及び視覚を再認識するための運転技能訓練 <p>等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの